

○ 無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(業務報告書雛形)</p> <p>第何期業務報告書</p> <p>年月日ヨリ 年月日ニ至ル間ノ業務ノ成績左ノ通及報告候</p> <p>也</p> <p>年月日</p> <p>府市町</p> <p>何何何何番地</p> <p>県郡村</p> <p>何無尽株式会社</p> <p>取締役氏 名</p> <p>取締役氏 名</p> <p>、、、氏 名</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>目次</p> <p>[一〜四 略]</p> <p>備考</p> <p>[一〜四 略]</p> <p>1 [略]</p> <p>二 第何期末（ 年 月 日現在）貸借対照表</p> <p>[表略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p>	<p>(業務報告書雛形)</p> <p>第何期業務報告書</p> <p>年月日ヨリ 年月日ニ至ル間ノ業務ノ成績左ノ通及報告候</p> <p>也</p> <p>年月日</p> <p>府市町</p> <p>何何何何番地</p> <p>県郡村</p> <p>何無尽株式会社</p> <p>取締役氏 名</p> <p>取締役氏 名</p> <p>、、、氏 名</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>目次</p> <p>[一〜四 同左]</p> <p>備考</p> <p>[一〜四 同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>二 第何期末（ 年 月 日現在）貸借対照表</p> <p>[同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 [同左]</p>

質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

8～10 [略]

四 [略]

7～9 [同左]

四 [同左]

備考 表中の [] の記載は注記による。